解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

仙台市若林区荒井字切新田一三番地の一

財団法人仙台市農業園芸振興協会

代表清算人　枡澤　慶悦

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

埼玉県川越市六軒町二―二二―一

財団法人一ノ瀬学園

代表清算人　一ノ瀬　明

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

東京都豊島区南池袋三丁目八番三号

社団法人平和厚生会

代表清算人　金井田繁雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十日

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺一番地の一

財団法人妙寺地区忠霊顕彰会

代表清算人　藤本　泰秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県大崎市鹿島台平渡字上敷一八番地

一五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　久道　昭夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十日

宮城県大崎市三本木秋田字西沢五番地一

相続財産管理人　小髙　雄悦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市東城山町一番地一八九、最後の住所神奈川県鎌倉市梶原八六番地三セシーズ鎌倉梶原三〇二号室

被相続人　亡　山口　聡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十日

横浜市中区山下町二五二グランベル横浜ビル一〇階

相続財産管理人　弁護士　野呂　芳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所福井市花野谷町第四三号四〇番地二　福井市ふれ愛園

被相続人　亡　高山文遠こと　崔　文遠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十日

福井市順化一丁目二四番四三号ストークビル福井一番館三階

相続財産管理人　弁護士　岩佐　裕美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市上細江町第二六号四番地、最後の住所福井県福井市御幸二丁目五番二一号

被相続人　亡　八田キヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十日

福井県福井市花月四丁目二番二七号

相続財産管理人　永田　廣次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県中野市大字七瀬一四三番地、最後の住所長野県中野市大字七瀬一四六番地一

被相続人　亡　保科　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十日

長野県中野市西一―一―一信州中野駅ビル三階

相続財産管理人　弁護士　徳竹　一臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市東灘区本山南町四丁目三番、最後の住所神戸市東灘区本庄町三丁目一〇番八―一二〇一号

被相続人　亡　貝塚　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十日

事務所神戸市中央区栄町通六丁目一番一七号　栄町通佐田野ビル六〇一号

相続財産管理人　弁護士　芝崎　准一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市松江北三丁目六九二番地の一一、最後の住所和歌山市西浜二丁目一番三二―三〇五号　被相続人　亡　山崎　耕司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十日

和歌山市中之島二三三番地の五　ＳＫ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柳川　正剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県美方郡新温泉町竹田一〇六〇番地、最後の住所鳥取県米子市道笑町四丁目一二番地七　四〇二号

被相続人　亡　濟木　衡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十日

鳥取県米子市加茂町二丁目一一二番地リツリンビル三Ｆ　弁護士法人アザレア法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井木　博子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市河辺一七九〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　荒田　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十日

事務所岡山市北区富田町二丁目四番一七号

相続財産管理人　弁護士　長谷川　威

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南島原市西有家町長野四一一番地一、最後の住所長崎県南島原市西有家町長野四一一番地　被相続人　亡　山口　壹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十日

長崎県島原市今川町一八五〇番地一　大手門ビル五階　有明ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大田　真和

第64期決算公告

平成26年2月10日

埼玉県草加市神明1丁目11番4号

株式会社本郷屋

代表取締役　卯原　義夫

貸借対照表の要旨（平成25年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	126,662
	固定資産	232,864
	合計	359,526
負債及び純資産の部	流動負債	53,421
	固定負債	26,410
	株主資本	279,695
	資本金	20,000
	利益剰余金	259,695
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	253,695
	（うち当期純利益）	(16,695)
	合計	359,526